2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

［号を削る。］

3　［略］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第六条　法第四十三条の八第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更に係る使用済燃料貯蔵施設の概要

三　法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第六条の二　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第六条の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行った者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

［号を加える。］

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十三条の八第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3　［同上］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第六条　法第四十三条の八第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であって、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。

［条を加える。］

［条を加える。］